

市川市現場代理人及び営業所の専任技術者の配置に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市川市が発注する建設工事の契約における、現場代理人及び建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号及び第15条第2号の規定により求められる営業所における専任の技術者（以下、「営業所の専任技術者」という。）の配置に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(現場代理人の要件)

第2条 受注者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある現場代理人を配置させるものとする。

(現場代理人の常駐義務の緩和の要件)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。ただし、常駐を要しないことが、市川市と受注者の間で書面により明確となっていることを必要とする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 工事完成に係る通知があった日から引渡しまでの期間。
- (4) 第4条又は第9条の規定に該当する工事の施工期間。

(現場代理人の兼任を認める工事)

第4条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、現場代理人に2件まで兼任させることができるものとする。

- (1) 主任技術者の専任配置を求めている工事（原則として設計金額4,000万円未満（建築一式工事については8,000万円未満））であること。
- (2) 既に契約締結している工事が、主任技術者の専任配置を求めている

工事（原則として設計金額4,000万円未満（建築一式工事については8,000万円未満））であること。

（3）兼任させる工事がいずれも低入札価格調査を経て契約締結していないこと。

（現場代理人を兼任させる場合の事務）

第5条 受注者は、前条の規定により、現場代理人を兼任させる場合は、兼任を希望する工事の発注を担当する課（以下「工事担当課」という。）それぞれに対して、現場代理人兼任届（様式第1号）を提出するものとする。

2 受注者は、現場代理人を兼任させている工事の一方が、竣工その他の事由により兼任の必要がなくなった場合であって、他方の工事が契約期間中である場合には、現場代理人兼任解除届（様式第2号）を、当該契約期間中の工事の工事担当課へ提出するものとする。

3 受注者は、兼任させている現場代理人が病気、死亡、退職等の特別な理由によりその職務を遂行することができなくなったときは、新たな現場代理人を選任し、兼任させている工事の工事担当課それぞれに対して、現場代理人兼任変更届（様式第3号）を提出するものとする。

（設計変更時の取扱い）

第6条 受注者は、現場代理人を兼任させている工事が、設計変更により第4条第1号又は第2号に定める設計金額以上となった場合においても、引き続き兼任させることができる。

（現場代理人の兼任の解除）

第7条 受注者は、工事担当課の監督職員等から兼任の解除を命じられた場合は、現場代理人の兼任を解除しなければならない。

（現場代理人の責務）

第8条 受注者は、現場代理人は兼任させる一方の工事の現場へ従事しているときにあっても、他方の現場代理人の契約履行上の職務を免じるもので

ないことに留意する。

(営業所の専任技術者の配置を認める工事)

第9条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、1件に限り、営業所の専任技術者を工事現場の主任技術者へ配置できるものとする。

- (1) 市川市と当該営業所とが工事請負契約を締結していること。
- (2) 当該営業所が市川市内にあること。
- (3) 主任技術者の専任配置を求めている工事（原則として設計金額4,000万円未満（建築一式工事については8,000万円未満））であること。
- (4) 低入札価格調査を経て契約締結していないこと。
- (5) 当該営業所との間で常時連絡が取り得る体制にあること。

2 前項の規定により、営業所の専任技術者を工事現場の主任技術者へ配置させる場合において、現場代理人及び専門技術者を兼ねることができるものとする。

3 受注者は、この条の規定により、営業所の専任技術者を工事現場へ配置させる場合に、当該営業所の専任技術者を他の工事の工事現場へ配置することはできないものとする。

(営業所の専任技術者を配置させる場合の事務)

第10条 受注者は、前条の規定により、工事現場へ営業所の専任技術者を配置させる場合は、当該工事の工事担当課に対して、営業所の専任技術者配置届（様式第4号）を提出するものとする。

(営業所の専任技術者の責務)

第11条 受注者は、営業所の専任技術者は工事現場の職務に従事しているときにあっても、営業所の職務を免じるものでないことに留意する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、平成26年4月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告、当該通知をした入札又は当該見積依頼をしたものについて、なお従前の例による。

(市川市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領の廃止)

- 3 市川市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領（平成25年4月1日施行）を廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、平成28年4月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告、当該通知をした入札又は当該見積依頼をしたものについて、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。

現場代理人兼任届

年 月 日

市 川 市 長

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり、市川市現場代理人及び営業所の専任技術者の配置に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人を兼任させることとしましたので届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、市川市現場代理人及び営業所の専任技術者の配置に関する事務取扱要領に定められた要件を全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼任に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

	現場代理人氏名	
現在契約締結している工事	工事担当課	
	工事名	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	契約金額	
	摘要	
新たに契約締結した工事	工事担当課	
	工事名	
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	契約金額	
	摘要	

添付書類

1. 兼任をさせる2件の工事の工事請負契約書（写）（工事名、工期、契約金額、発注者、受注者の記載のある箇所）
2. 兼任をさせる2件の工事の主任技術者等選任通知書（写）

※兼任をさせる工事の工事担当課それぞれに1部提出すること。

現場代理人兼任解除届

年 月 日

市 川 市 長

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり、市川市現場代理人及び営業所の専任技術者の配置に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人の兼任を解除することとしましたので届け出ます。

	現場代理人氏名	
竣工した工事	工事担当課	
	工 事 名	
	契 約 金 額	
	竣工年月日	年 月 日
	摘 要	
兼任を解除する工事	工事担当課	
	工 事 名	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	契 約 金 額	
	摘 要	

※契約期間中である工事の工事担当課へ1部提出すること。

現場代理人兼任変更届

年 月 日

市 川 市 長

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり、市川市現場代理人及び営業所の専任技術者の配置に関する事務取扱要領に基づき、兼任させる現場代理人を変更することとしましたので届け出ます。

工事担当課		
工 事 名		
工 期	年 月 日から	年 月 日まで
契 約 金 額		
変更前	現場代理人氏名	
	摘 要	
変更後	現場代理人氏名	
	摘 要	
変更理由		

※兼任をさせる工事の工事担当課それぞれに1部提出すること。

営業所の専任技術者配置届

年 月 日

市 川 市 長

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり、市川市現場代理人及び営業所の専任技術者の配置に関する事務取扱要領に基づき、工事現場に営業所の専任技術者を配置させることとしましたので届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、市川市現場代理人及び営業所の専任技術者の配置に関する事務取扱要領に定められた要件を全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人等の配置に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

営業所の専任技術者氏名				
営業所の専任技術者が専任を要する営業所	名 称 (番号を○で囲む)	1 本店 ・ 2 () 支店(営業所)		
	住 所			
配置させる工事	工 事 担 当 課			
	工 事 名			
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
	契 約 金 額			
	配置区分 (○で囲む)	現場代理人	主任技術者	専門技術者
	摘 要			

※本書類を上記の工事の工事担当課に1部提出すること。

※営業所の専任技術者は、上記の工事の契約期間中は、他の工事の工事現場への配置はできない。